

思川開発事業モニタリング部会運営要領

【目的】

本運営要領は、思川開発事業モニタリング部会規則（令和7年3月6日付け）（以下「部会規則」という。）第4条第2項に基づき、委員会の議事の方法に関し必要な事項を定め、もって部会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

【委員会の運営に関する事項】

（会議の開催時期）

第1条 会議の開催時期は、あらかじめ事務局が各委員と日程調整を行った結果をもとに、思川開発事業モニタリング部会部会長（以下「部会長」という。）が決定する。

（会議の招集）

第2条 会議は、水資源機構思川開発建設所長（以下、「所長」という。）の要請を受け、部会長が招集する。

（会議の招集の通知）

第3条 部会長は会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び議事内容をあらかじめ委員等に通知しなければならない。

（欠席の通知）

第4条 委員は、会議の招集を受けた場合において、事故等のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を部会長に通知しなければならない。

（会議の成立条件）

第5条 会議は、委員の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

（会議の議事）

第6条 部会長は、必要があると判断した場合には、会議における議事の結果を少数意見も含めてとりまとめ、所長に対して助言を行うものとする。

(議事内容の作成)

第 7 条 会議の議事内容は事務局が作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

【会議の透明性の確保に関する事項】

(会議等の公開について)

第 8 条 会議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、議事内容によっては、部会に諮り、非公開とすることができる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、事業の関係者に対し中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

(部会資料等の公表について)

第 9 条 議事内容の公開に合わせ、会議に提出した資料等について公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、部会の了解を得て公表しないものとする。なお、公開はホームページへの掲示を原則とする。

【その他運営上で必要となる事項】

(要領の改正)

第 10 条 部会を運営していく上で必要となる事項が発生した場合等においては、部会長の判断により、委員に諮ったうえ運営要領を改正することができる。

(附則)

第 11 条 本運営要領は、令和 7 年 3 月 6 日から適用する。